

# 会津若松市議会 予算決算委員会 第1分科会 最終報告書

(令和元年8月～令和5年6月)



令和5年6月14日  
予算決算委員会第1分科会

委員長	小倉	孝太郎
副委員長	長郷	潤一郎
委員	後藤	守江
委員	松崎	新
委員	目黒	章三郎

# 【 目 次 】

はじめに .....	1
<b>第1 討論テーマ及び具体的な政策課題の設定</b>	
<b>1 前期議会（平成27年9月から令和元年6月）からの申し送り事項 .....</b>	<b>1</b>
(1) 具体的な政策課題「財政健全化」 .....	1
(2) 具体的な政策課題「住民自治」 .....	2
(3) 具体的な政策課題「まちの拠点」 .....	2
<b>2 今期議会における討論テーマ及び具体的な政策課題 .....</b>	<b>3</b>
<b>第2 具体的な政策課題ごとの調査研究内容</b>	
<b>1 具体的な政策課題「財政健全化」</b>	
(1) 財政分析 .....	3
ア 専門的知見の活用 .....	4
イ 調査研究のまとめ .....	9
(2) 公共施設マネジメント .....	11
ア 行政調査の実施 .....	11
イ 調査研究のまとめ .....	11
<b>2 具体的な政策課題「住民自治」</b>	
(1) 自治基本条例と地域内分権 .....	12
ア 専門的知見の活用 .....	12
イ 行政調査の実施 .....	12
ウ 調査研究のまとめ .....	13
(2) 地域公共交通 .....	14
ア 現地調査 .....	14
イ 行政調査の実施 .....	15
ウ 調査研究のまとめ .....	15
<b>3 具体的な政策課題「ICTと未来社会」</b>	
(1) セミナーの開催 .....	16
(2) スーパーシティ構想に関する調査会（スマートシティ総合調査会） の主な調査内容 .....	16
(3) デジタル田園都市国家構想に関する令和4年7月臨時会における質 疑 .....	20
(4) 調査研究のまとめ .....	21

4	具体的な政策課題「まちの拠点」	21
(1)	庁舎整備	22
(2)	県立病院跡地利活用	22
(3)	駅前整備	23
第3	今後の方向性（次期議会への申し送り事項）	
1	具体的な政策課題「財政健全化」	23
2	具体的な政策課題「住民自治」	23
3	具体的な政策課題「ICTと未来社会」	24
4	具体的な政策課題「まちの拠点」	24
第4	取組経過一覧	26

## はじめに

予算決算委員会第1分科会（政策討論会第1分科会を含む）では、平成23年12月8日に開催された政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり」及び「行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性」の2つの討論テーマについて、それぞれ具体的な政策課題を設定し、先進的な取組を行っている自治体への行政調査、市民との意見交換会等による市民意見の聴取、予算審査及び決算審査等さまざまな機会を通して調査研究を行い、認識を深めてきた。

今般の報告においては、令和元年8月の当市議会の改選以降、当分科会が取り組んできた政策研究について、第1に討論テーマ及び具体的な政策課題の設定、第2に具体的な政策課題ごとの調査研究内容、第3に今後の方向性（次期議会への申し送り事項）を示し、今期議会における当分科会の政策研究の最終報告とするものである。

## 第1 討論テーマ及び具体的な政策課題の設定

### 1 前期議会（平成27年9月から令和元年6月）からの申し送り事項

今期議会における討論テーマ及び具体的な政策課題の設定に先立ち、前期議会からの申し送り事項の確認がなされた。前期議会では、討論テーマ「本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり」については、具体的な政策課題を「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政健全化、住民自治～」と設定し、討論テーマ「行政サービス提供機能の在り方と庁舎等整備の方向性」については、具体的な政策課題を「均衡ある行政機能と住民サービスの在り方について～まちの拠点～」と設定し、政策研究を進めてきた。それぞれの具体的な政策課題における申し送り事項は次のとおりである。

#### (1) 具体的な政策課題「財政健全化」

令和4年度以降は、本庁舎の整備や県立病院跡地の利活用、会津若松駅前の整備、公共施設マネジメントの推進等も控えており、財政健全化の観点から、市債管理の在り方については、これまで計画されていた事業に加え、新たな事業が発生した際には、後年度負担の平準化を考慮する必要があると考える。

これまでの新規市債発行額を元金償還額以下に抑えるルールだけではなく、実質公債費比率や将来負担比率などの指標の活用も含め、さまざまな角度から管理の手法を見出し、議会としても財政健全化と投資的経費のバランスを図った新たな市債管理のルールを検討する必要がある。

今後も、第7次総合計画において示された前期・後期の財政見通しや新市建設計画における財政計画を参考にするとともに、毎年度更新される向こう3年間の中期財政見通しを注視し、国の動向に基づく財源の見通し等を踏まえ、決算統計等を活用した財政分析（定点チェック）と、予算審査、決算審査等をと

おした政策サイクルにより、本市の財政の持続可能性の分析・評価をしていく。

また、公共施設マネジメントの推進にあたっては、平成 31 年 4 月に財務部に設置された、公共施設管理課を中心とした公共施設マネジメントの取組を注視していく必要がある。

## (2) 具体的な政策課題「住民自治」

地域住民が自ら地域課題を解決するためには、まず、平成 28 年 6 月に制定・施行された自治基本条例第 12 条第 5 項に基づく地域の定義について明確にする必要がある。地域の定義については、昭和の大合併及び平成の大合併の際の旧町村単位を基本としながら、地域住民の意向を尊重し定めるべきであると考ええる。また、旧若松市内の区域を決める際には、地域住民との十分な協議がさらに必要である。

また、平成 29 年に策定された第 7 次総合計画に基づき、市地域福祉計画や地域防災計画など、個別計画に基づいたさまざまな事業が実施されている中で、市民との意見交換を行うとともに、地域が担う役割、地域運営組織の在り方等を整理する必要があると考える。

地域運営組織の在り方については、三重県名張市の事例に加え、湊地区地域活性化協議会（現：NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク）における部会制などの組織体制について今後も調査研究していく。

また、公民館等を中心とするような地域の拠点の在り方や、一定の権限及び財源についても整理する必要がある。

前期からの申し送り事項のとおり、課題解決に取り組む内容は、全市一律である必要はなく、地域の特性に応じたものとするべきである。岩手県北上市での行政調査では「地域公共交通」を切り口として、農村地区で「多面的機能支払交付金」を財源とした地域組織の運営など、地域内分権の推進にあたり、さまざまな地域の課題や特性に応じた取組事例を学んできた。引き続き、地域内分権の取組を推進し、広げていかなければならないと考えるところである。

## (3) 具体的な政策課題「まちの拠点」

今後、庁舎整備や県立病院跡地の土地購入と利活用、会津若松駅前整備など、多額の起債を伴う事業が予定されている中、まちの拠点整備に当たっては、それぞれの事業について、その必要性は認めるものの、全体最適性と財政状況を鑑みれば、懸念が残るところである。過去と同じような財政危機に陥ることのないように、各事業については、財政状況に留意するとともに、後年度負担の平準化などに意を用いながら計画すべきである。

また、まちの拠点整備の事業実施に当たっては、市民や関係者等との意見調整を行うとともに、財政状況を十分見極めながら進めていくべきである。

さらに、事業内容の協議段階になれば、それぞれの機能の在り方などの詳細についても調査研究をしながら、市民と共に考えていかなければならない。

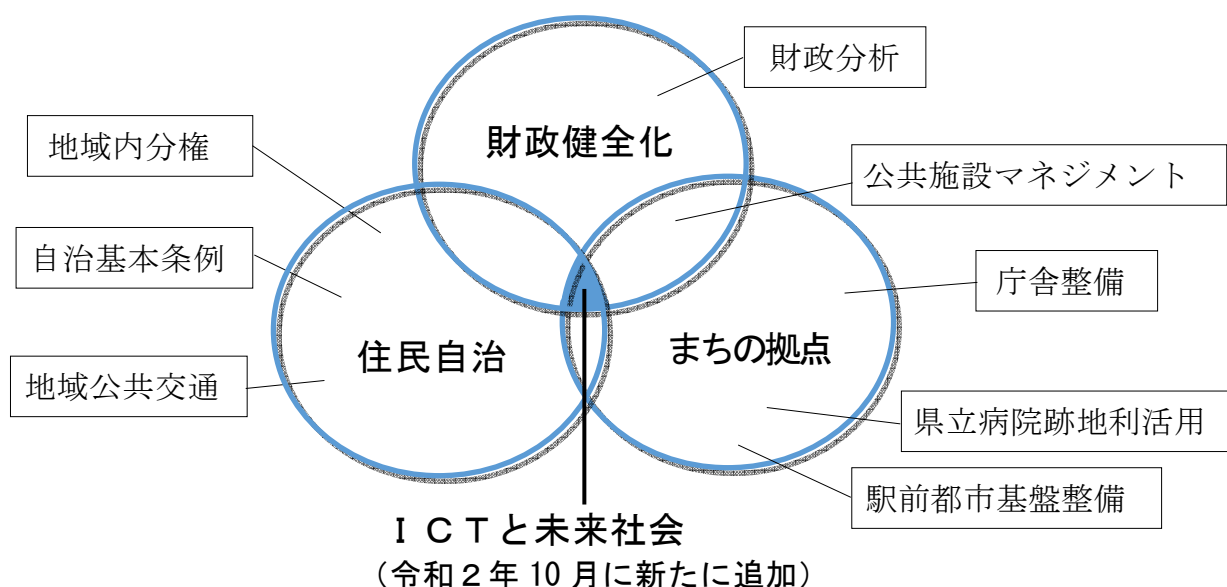
## 2 今期議会における討論テーマ及び具体的な政策課題

前期議会からの申し送り事項を踏まえ、今期における政策研究については、前期議会に引き続き、討論テーマ「本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり」については、具体的な政策課題を「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくり～財政健全化、住民自治～」と設定し、また、「行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性」については、具体的な政策課題を「均衡ある行政機能と住民サービスのあり方～まちの拠点～」と設定し、政策研究を行うこととした。

また、令和2年10月の当分科会において、具体的な政策課題「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくり～財政健全化、住民自治～」に、「ICTと未来社会」を加え、調査研究を行うこととした。

当分科会における具体的な政策課題の位置付けについては、下記イメージ図のとおりである。「第2 具体的な政策課題ごとの調査研究内容」では、具体的な政策課題ごとに、これまでの検討内容や調査研究のまとめを示す。

今期議会における具体的な政策課題の位置付けのイメージ図



### 第2 具体的な政策課題ごとの調査研究内容

#### 1 具体的な政策課題「財政健全化」

財政健全化の課題の一つとして取り上げてきたのは、持続可能な財政運営の推進についてである。財政健全化については、個別テーマを「財政分析」と「公共施設マネジメント」と設定し、調査研究及び議論を重ねてきた。

##### (1) 財政分析

財政分析については、専門的知見の活用や、予算審査・決算審査等をおとした政策サイクルにより、本市財政の持続可能性の分析や評価を継続して行ってきた。

## ア 専門的知見の活用

毎年、財政分析の資料を議会が作成するとともに、令和3年度までは関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部の小西砂千夫教授を、令和4年度は、東洋大学国際学部・国際地域学科の沼尾波子教授をお招きした政策研究セミナーを開催し、決算からみた「会津若松市の財政分析」の考え方、今後の国における地方財政に関する考え方等を継続して学んできた。この中で、国の地方財政に対する考え方、基金の適正規模、市債管理の在り方等をご指導いただき、議会の審議に生かしてきた。

### 【財政分析に関するセミナー一覧】

○日時：令和2年1月27日

講師：関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部 小西砂千夫教授

内容：**今後の国における地方財政に関する考え方**

国の「令和2年度地方財政対策の概要」について、消費税増税により、交付される一般財源総額が10年ぶりに前年度より1兆円程度プラスになっている。増額の内訳として、社会保障制度の充実、会計年度任用職員制度の施行への対応、地域社会再生事業費の創設などが挙げられる。社会保障制度の充実は、幼保無償化等にかかる費用が主なものである。会計年度任用職員制度については、期末手当分や処遇改善分のほぼ全額が交付されることから、自治体は該当職員の処遇改善を図らなければならない。地域社会再生事業費とは、歳出特別枠の復活であると言える。近年の地方財政の悪化を受けて、地域再生に取り組むという趣旨で、自治体が自由に使える財源枠を増額したということである。

### **平成30年度決算から見た会津若松市の財政分析（財政健全化と投資的経費のバランスを図った市債管理の在り方）**

会津若松市の財政状況について、平成30年度の決算状況からみる限り、全体的に当面の不安要素はない。しかし、近年は財政再建のために投資的経費が抑制されており、財政需要を先送りにしてきた可能性がある。今後、近い将来、投資的経費を増やさなければならないときが来るのではないかと予想される。その場合、現在は減少している公債費が増加するため、増加した公債費を吸収していけるかが課題となる。また、公債費を抑制するため、地方債の償還期間を地方交付税で想定している期間よりも長期間にすると償還額は押さえられた額となるが、一方であとから公債費が跳ね上がる（将来負担比率が高くなる）ため、気を付けなければならない。そのため実質公債費比率と合わせて、将来負担比率が上昇しないように注視してい

く必要がある。将来負担比率（平成30年度は28%）が3年後に50%を超えてしまうような状況だと、その後の財政が悪化する恐れがある。

経常収支比率について、扶助費が財政の主役である近年においては、90%程度は妥当である。今後、仮に公債費が増加し、93%以上になっていくと、財政状況が悪いということになる。

財政調整基金については、会津若松市は標準財政規模の10%程度で推移しており、これ以上増やす必要はない。今後は投資的経費をどうするかが焦点となる。大切なことは、議会が財政状況を学ぶことで、執行機関とともに財政の問題意識を共有することである。

○日時：令和3年1月26日（オンライン開催）

講師：関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部 小西砂千夫教授

内容：**今後の国における地方財政に関する考え方（新型コロナウイルス感染症の影響と地方財政）**

小西氏によれば、第1分科会が何年も継続して財政分析を行い、同時に、財政当局も継続して勉強会に参加しており、そうした積み重ねが、今回の新型コロナウイルス感染症対策という特別な財政状況の中で、生かされたのではないかと分析していただいた。

国において、令和2年度の国債発行額は約112兆円であり、過去は約40数兆円が最高額であるため、2倍以上の額である。日本だけではなく、全世界的に同様の手段を取っており、危機のときは雇用を守るという意味で例外的な措置をしている。

自治体財政は、国の財政と違い、借入を増やせるわけではないため、新型コロナウイルス感染症の対応は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）とプラスアルファの範囲でやらなければならない。令和2年度の臨時交付金は、各市町村でコロナ対策を十分行える程度の額が配当されている。配当された臨時交付金の中で、年度内執行ができていないか、確かめるべきである。新型コロナウイルス感染症の場合、先に金額が決まっており、短期間に組み立てた事業が多いため、中には需要がなかった事業もあることが予想される。また、臨時交付金は国庫支出金であるため、繰越しはできるものの、基金に積むことはできない。繰越す場合は、次年度はどのような執行となるのか、立案執行のプロセスをしっかりと確認していくべきである。

交付税の対象税目のうち、特定の税目において、自治体が当



初見込んだ税収額から大幅に減少した分を補うために発行する減収補填債があり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で対象の税目が拡充される。減収補填債のように、発行できるものは発行し、その上で財政調整基金を活用すべきである。

臨時交付金の使途として、市町村レベルで事業者支援を実施するのは、財源を考えても難しい。また、新型コロナウイルス感染症のワクチンやPCR検査に関する費用は全額国費で対応すると見込まれる。

国の「令和3年度の地方財政対策の概要」について、交付税原資が減っているにも関わらず、交付団体ベースの一般財源総額や、地方交付税の総額が増えている。これは、国の財源をかき集めた異例の処置で、臨時財政対策債が極端に増えることを避けたと考えられる。そのほか、緊急自然災害防止対策事業費の大幅な拡充・延長や、緊急防災・減災事業費の拡充・延長等が令和3年度当初予算の主な特徴である。

<b>令和元年度決算から見た「会津若松市の財政分析」（今後の市債管理の在り方）</b>
---

本市の財政分析について、財政調整基金は、近年は標準財政規模の10%から15%程度で推移している。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で財政調整基金が減ることが想定される。令和4年度以降に新型コロナウイルス感染症が収束してきたときが、平常化するタイミングと考えられるが、令和4年度から令和6、7年度頃の決算までに財政調整基金が平成29年度、平成30年度の数字に戻れば、問題ないと言える。また、新型コロナウイルス感染症の影響が収まった段階では、金庫の扉は閉まるわけであり、その際に、元の感覚、つまり、財源が限られている中で、優先順位をどうつけるかという感覚に戻れるか、が重要である。

借入について、本市の令和元年度決算を見ると、借りすぎという兆候はない。実質公債費比率や将来負担比率をさらに下げる必要はない。公債費はかなり抑えられており、投資的経費の在り方としてどうなのかと疑問を感じる部分もある。しかし、公債費が低いにも関わらず、基金が増えておらず、公債費以外の経常経費の収支がギリギリのため、単年度の収支を見ると、特に余裕があるわけではない。投資的経費を抑えすぎている面がある一方で、投資的経費を抑えていかなければ、収支が合わないという側面もある。経常経費と投資的経費のバランスを見たときに、経常経費をもう少し抑制し、公債費を膨らますということも考えていかなければならない。

令和4年度以降の実質公債費比率を活用した新たな市債管理の在り方について、本市の場合は、実質公債費比率を見ていけば良く、将来負担比率を見る必要はない。例えば、県や政令指定都市など、満期一括償還の地方債の発行を行っている自治体は、実質公債費比率が低くても将来負担比率が上がっていく場合がある。それは、満期一括償還の場合、単年度で見る実質公債費比率にはすぐに反映されないが、将来負担比率には反映されるからである。また、本市の場合は、将来負担比率に影響する債務保証や損失補償等も大きくないため、実質公債費比率が安定していれば、将来負担比率も安定するということである。

○日時：令和4年1月18日（オンライン開催）

講師：関西学院大学人間福祉学部・社会起業学科 小西砂千夫教授

内容：**今後の国における地方財政に関する考え方**

令和4年度の国の予算は、令和3年度補正予算と一体的に運用する趣旨で16カ月予算と呼ばれている。令和3年度補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額が行われる一方で、地方交付税の財源が4.3兆円も増額された。背景には、令和3年度における税収の落ち込みが予想よりも（経済対策の効果もあって）大きくなかったことなどが挙げられる。その使い道として、3兆円を当該年度で活用し、1.3兆円を令和4年度分として交付すべき地方交付税に加算するとされた。当該年度で活用する3兆円のうち、1.5兆円については、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するための「臨時財政対策債償還基金費」とされている。これの市町村における取り扱いについては、減債基金に積み立てると実質公債費比率が上がってしまうため、臨時財政対策債の借り入れそのものを同額減額したほうが望ましい。前述のような特徴を踏まえて、令和3年度決算は令和4年度との2年間での決算として見ていくべきである。

**令和2年度決算から見た「会津若松市の財政分析」（令和4年度以降の市債管理について）**

本市の財政状況について、経常収支比率が約90%というのは、悪い状況ではない。実質単年度収支の赤字が連続してしまうと財政状況は苦しくなるが、令和3年度に黒字が見込まれるため、現時点では問題ない。実質公債費比率も公債費比率も低い状況のため、悪い状況ではない。ただし、債務償還可能年限の数値が少し上がっている一方で、地方債等の平均償還期間が延びている。借入の返済期間を延ばすほど、単年度に借りられ

る額は増えることになるため、償還に困っていないということになるが、その余裕は償還期間が延びた結果であるということをしっかり意識しておく必要がある。

地方財政は、実質公債費比率と財政調整基金が重要であり、実質公債費比率が上がっていく局面でその分だけ財政調整基金が下がり始めたという場合は問題がある。また、投資的経費を増やす場合は、実質公債費比率を見なければならない。その際、地方債の平均償還期間が長いと、実質公債費比率がゆっくり上がっていくため危機感が薄く、いつの間にか実質公債費比率が上がり続けていく場合があり、注意が必要である。投資的経費は、3年間は金利据え置き期間のため、実質公債費比率に反映されず、4年目から反映されることを踏まえて注視していくべきである。さらに、減債基金は一時的な公債費の上昇に備えるためのものであるため多額を積む必要はないが、大型事業等で交付税バックのある起債を借りた場合は、例えば、公共施設維持整備等基金から減債基金に振り替えるという対応も検討したほうが良い。

財政調整基金については、標準財政規模の15%程度であれば、通常想定される災害に対応できると考えられるが、過去の災害を例に、どの程度の災害対応を想定しているのかは考えておくべきである。

○日時：令和5年2月2日

講師：東洋大学国際学部・国際地域学科 沼尾波子教授

内容：**国の令和5年度地方財政対策の概要**

令和5年度の地方財政計画の規模は3年連続増で、過去最高額となった。国税が上振れした結果、歳入に余裕のある状況となったが、その余裕分を令和3年度決算のように自治体に再分配するのではなく、特別会計の償還等に充てられる。

令和5年度の地方財政対策の主な概要として、「デジタル田園都市国家構想事業費」を創設しているが、これは、これまでの「まち・ひと・しごと創生事業費」と「地域デジタル社会推進費」を合算したものであり、内容や配分方法に変更はない。

なお、マイナンバーカードの交付率を普通交付税の算定に反映させる「マイナンバーカード利活用特別分」が追加されている。物価高騰への対応として一般行政経費を増額しているが、これは、令和5年度の財政状況に余裕があることにより対応可能となったと推測される。地域おこし協力隊の募集等に関する特別交付税措置が拡充されるが、現在、総務省で地域おこし協力隊の制度を再検討しており、次年度以降に手厚い支援が出て

くることも予想される。

### **地方自治体における今後の財政運営**

現在、新型コロナウイルス感染症が小康状態にあるため、令和5年度以降はこれまで交付されていた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が見込めないと想定される。これまで当該交付金で対応していた事業について、市の単独事業として実施していくのか、国に対応を訴えていくのか、今後の見通しを持つことが大切である。投資的経費については、公共施設等総合管理計画やインフラ長寿命化計画、民間との連携、維持管理のコストの視点から今後の投資の見通しを考えていくべきである。本市はしっかりと見通しを立てられているが、金利の動向に注意する必要がある。

また、業務の増大と多様化への対応として、人件費と人材育成について考えていくべきである。国でもデジタル人材の育成に力を入れていくとしており、デジタル化とともに、人材育成についても考えていくことが重要である。さらに、デジタル化については、導入されたあとのコストを検証していく必要がある。市が何を旨とするのか明確にビジョンを持ち、自治体内に技術者を置くことも必要である。

## **イ 調査研究のまとめ**

財政分析については、市債管理の在り方を論点の一つとして調査研究してきた。執行機関では、平成30年9月に市債管理のルールを見直し、市債管理の対象から臨時財政対策債の発行額及び元金償還額を除外し、市債管理の期間を平成30年度から令和3年度までの4年間とするとともに、4年間合計で、市債の新規発行額を元金償還額以下に抑えるという考え方を示した。しかし、社会情勢の変動等により、中期財政見通しなどの計画になかった新たな事業が発生する場合もある。市債管理のルールを堅持することが基本であるものの、令和4年度以降の市債管理の在り方については、実質公債費比率や将来負担比率などの指標の活用も含め、さまざまな角度から管理の手法を見だし、財政健全化とまちづくりに対する財源を確保する視点から、投資的経費のバランスを図った新たな市債管理のルールを検討する必要があると考え、分科会等で質疑を行ってきた。

また、令和2年1月に開催したセミナーにおいて、小西氏より、1「近年の本市の財政状況は安定しており、今後は投資的経費をどのようにしていくかが焦点となる」、2「本市の投資的経費は抑制されており、財政需要を先送りしてきた可能性がある」、3「今後、近い将来、投資的経費を増やさなければならないときが来るのではないかと予想され、そのとき、現在は減少している公債費が増加するため、増加した公債費

を吸収していけるかどうかである」との3つの課題が指摘された。

このような議会の考え方を受けて、執行機関より、令和2年10月に令和4年度以降の新たな市債管理のルールが示された。

**【令和4年度以降の新たな市債管理のルール】**

実質公債費比率を重視した管理とし、現在の実質公債費比率の水準を維持していくという考え方のもと、各年度の比率が現状と同水準の6.0%程度となることを目安とする。具体的には、次の①から④の管理方法により、市債を管理していく。

**【実質公債費比率を用いた具体的な市債管理方法】**

- ①実質公債費比率の将来推計及び財政見通しの作成を行い、各年度の比率が現状と同水準の6.0%程度となる公債費の規模を把握する。
- ②①で把握した公債費の規模を踏まえつつ、各年度の収支均衡が図られる市債発行額を検討する。
- ③中期財政見通しの公表時に、向こう3年間の市債発行の「目安額」及び向こう7年間の実質公債費比率の推計値を示す。
- ④毎年度①～③をローリングすることにより、前年度に示した目安額の精度を上げていく。

新しい市債管理のルールでは、実質公債費比率として、会津若松地方広域市町村圏整備組合の大型事業に係る本市負担金についても含まれることになる。令和3年1月に開催した小西氏のセミナーでは、「新しい市債管理のルールについて、近年の本市の公債費はかなり抑えられており、そうした意味で実質公債費比率を6.0%程度にするという考え方は、投資的経費の在り方としてどうなのか。」との問題提起もなされた。ただし、「投資的経費を抑えすぎている面がある一方で、単年度収支に余裕があるわけではなく、今後、経常経費を抑制し、公債費を膨らますということも考えていかなければならない。」との助言もいただいた。

今後、庁舎整備や県立病院跡地の利活用、会津若松駅前整備などの大型事業や新市建設計画に位置付けられている事業はもとより、新たな事業が発生した際には、後年度負担の平準化を考慮する必要があると考える。予算審査、決算審査を通して中期財政見通しの範囲内に起債額が抑えられているか、新しい市債管理のもとで市民サービスを維持できるよう、しっかりとコントロールできているか、精査していく。

また、財政調整基金については、新型コロナウイルス感染症や除排雪の影響により、令和2年度及び令和3年度決算において残高が減少したが、令和4年度は、令和3年度の決算において大幅な実質収支の黒字があったため、それを活用して令和4年9月補正として財政調整基金への積み増しを行い、目標である標準財政規模の10%程度の残高を確保することができた。小西氏による令和4年1月のセミナーでも示されたように、地方財政は、実質公債費比率と財政調整基金が重要であり、実質公

債費比率が上がっていく局面でその分だけ財政調整基金が下がり始めたという場合は問題があるため、今後とも財政調整基金の推移等を注視していく必要がある。

## (2) 公共施設マネジメント

予算決算委員会第1分科会においては、財政健全化の観点から、公共施設マネジメントの推進についても調査研究を進めており、令和2年1月に東京都国立市及び千葉県習志野市において、「公共施設マネジメントの取組」に関する行政調査を行った。

### ア 行政調査の実施（令和2年1月21日～22日）

東京都国立市では、技術的見地から建物保全の優先順位をつけ、施設更新時期が集中することのないように、工事発注時期の平準化に考慮しながら計画を策定しており、それらについての職員研修を行うなど、全庁的な取組として進めていた。千葉県習志野市では、財源確保の観点から、基金への積立額を条例で定め、不動産売払収入と合わせて基金へ積み立てを行うなど、積立のルール化を図りながら取組を進めていた。

※調査結果の詳細については、「第1分科会中間総括（令和3年7月19日作成）」の9ページから14ページ参照。

### イ 調査研究のまとめ

令和2年9月の令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定に係る審査では、「公共施設」を論点として審議し、そのキーワードを「土地」ととらえ、その課題・問題を取り上げた。普通財産の土地と施設は、総務部が管理しているが、行政財産の土地と施設は、各部各課が管理している。特に行政財産の土地については、底地が民地のままであるなど、課題、問題が整理されていないものもあり、普通財産に移管して他用途への利用、貸し付けを検討することや、売却することができないものがある。その整理のためには、行政財産の土地に関する庁内での統一的な管理運営や、底地の整理に関する所管部署の在り方などの課題が明らかとなった。

総務部を中心とした「土地」の管理について質疑をしていく中で、旧小・中学校敷地については、総務部が教育委員会と連携しながら登記の整理を進めており、特に利活用の需要が高いと思われる旧河東中学校については、令和4年度に行政財産から普通財産に移管し、地権者との協議を進めていくことが示された。登記未整理地の課題解決に向けて一定の進展がみられたことは評価できるが、市有財産である土地の利活用については慎重に検討していく必要がある、今後も注視していく。

また、公共施設マネジメントの取組については、執行機関に対し、俯瞰的、総括的な視点による全体最適性を最優先した管理の在り方を求めてきた。そうした中で、地域の意向を確認しながら北会津支所、河東支所等の利活用に向けた継続的な検討が行われていることや、令和4年度

に埋蔵文化財管理センター跡地が新たに有料駐車場として利活用されることとなるなど、財産の活用に向けた取組が着実に進んでいるものと評価する。一方で、今後、令和7年度に新庁舎が完成する際には、栄町第二庁舎や追手町第一庁舎、追手町第二庁舎も含めて、大規模な施設機能の再編が予想されるため、県立病院跡地の利活用や鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想も踏まえて、全体的な視点から施設再編が行われるのか、注視していく必要がある。

さらに当分科会では、行政調査の研究を踏まえ、公共施設維持整備等基金の確保策として、土地の売却収入を基金へ積み立てることについて質疑を行ってきた。執行機関はこれを受けて、令和4年度当初予算において、これまで一般財源へ計上していた土地の売却収入を公共施設維持整備等基金へ積み立てることや、普通財産の売却に向けて不動産鑑定委託料などのソフト経費を一般財源で確保していくことが示された。

以上のように、公共施設に関する施策においては、一定程度の進展が見受けられたが、引き続き、公共施設管理課を中心に行われる公共施設マネジメントの推進等の取組と、総務部を中心とした「土地」の管理運営についての取組を注視していく必要がある。

## 2 具体的な政策課題「住民自治」

住民自治については、個別テーマを「自治基本条例と地域内分権」と「地域公共交通」と設定し、調査研究及び議論を重ねてきた。

### (1) 自治基本条例と地域内分権

自治基本条例と地域内分権については、地域の定義、拠点、人材、地域運営組織の在り方等を論点とし、専門的知見の活用や、行政調査を行ってきた。

#### ア 専門的知見の活用（令和2年11月19日）

令和2年11月に山梨学院大学法学部特任教授の日高昭夫氏による、住民自治に関するオンラインセミナーを実施した。セミナーでは、本市の区長会制度は全国でも有数の歴史があるため、その歴史を尊重しなければならないこと、地区により規模のバラつきが大きいこと、全ての町内会を一括りにできないこと、地域コミュニティを再構築するための様々な方策や、今後、地域課題解決のための地域コーディネーターとしての市職員の役割が増大していくと考えられることなどについて、理解を深めた。

#### イ 行政調査の実施（令和4年10月19日 兵庫県明石市）

兵庫県明石市の市民協働のまちづくり組織に関する取組について行政調査を実施した。明石市では、明石市自治基本条例に、小学校区単位で「協働のまちづくり推進組織」を設立すること、拠点は小学校区コミュニティセンターとすることなど、まちづくりの基本的な考え方を規定していた。協働のまちづくり推進組織に認定されるためには、「まちづく

り計画書」を策定することを条件としているが、地域の方に「我が事」としてもらうためにも、多くの人を巻き込みながら1小学校区あたり2年から3年かけて計画を策定していた。

また、市民や各小学校区、その他の団体等が主体的にまちづくりに取り組んでいけるよう、その連携を支援する中間支援組織「一般財団法人明石コミュニティ創造協会」があり、地域内の意思決定のシステムづくりや組織づくりの支援を行うなど、コーディネーター的な役割を担っていた。明石市では、明石コミュニティ創造協会と市職員で情報共有しながら全28小学校区を支援しており、年度当初に各小学校区の支援スケジュールや、各小学校区の担当者を決定し、毎月、二者でまちづくり定例連絡会を開催し、各小学校区まちづくり組織の動きを共有しているとのことであった。市と中間支援組織は、長年一緒にまちづくりに取り組んでおり、まちづくり組織を支える上で無くてはならない存在となっていた。

## ウ 調査研究のまとめ

住民自治については、平成28年に会津若松市自治基本条例が制定されたが、同条例第12条第5項における地域の範囲は明確な定義付けがされておらず、各部各課が策定している個別計画における地域の範囲の定義は計画ごとに異なっている現状にある。また、各計画の取組の受け皿となる地域でも、組織体制が整理されていない地域もあり、地域活動での役割分担の際など、混乱を招いている状況にある。

そのため、当分科会は令和2年9月定例会において、次のとおり要望的意見を取りまとめた。

「地域の拠点の在り方として、公民館及びコミュニティセンター等を位置付けるなど、早急に検討するとともに、地域の持つ潜在的な能力を引き出し発揮するために、ファシリテーションスキルを持った職員や湊地区のような集落支援員等の人材の配置を進めるよう、要望する。さらに、庁内連携により、自治運営組織の設立や、地域の取組をサポートしていく組織体制を整備するよう、要望するものである。」

この要望的意見を受け、令和3年2月定例会予算決算委員会第1分科会における質疑において、執行機関は「自治基本条例に基づく地域の定義については、地域福祉計画であれば第4層、学区であれば旧小学校区を想定しているが、各個別計画においてはそれぞれの事業目的達成のために地域の区割りを設定しており、今後、各個別計画における地域の区割りやその有効性を丁寧に確認していく必要がある。」ことを明らかにした。また、地域に対する財源の措置や支援体制、地域の拠点等については、関係各課で構成する庁内ワーキンググループで検討していく考えを示した。さらに、令和4年9月定例会議予算決算委員会第1分科会における質疑では、「地域の拠点については、公民館を位置けるとともに、



公民館がない中心部は、基本的には、コミュニティセンターを位置付けることを市内で共有したところである。また、地域の拠点と位置付けるためには、相談も含めた人的支援も必要であるため、引き続き市内ワーキンググループの中で検討していく。」ことを明らかにした。

執行機関において市内ワーキンググループを立ち上げ、詳細な検討がなされていることは評価できる一方で、特に旧市内におけるコミュニティセンターについては、ファシリテーションスキルを持った人材を配置することも検討する必要がある。さらに今後、地域内分権を進め、地域づくり活動を全市的に展開していくためには、町内会・区長会の存在は大きく、現在は環境生活課と地域づくり課に分かれている地域自治に関する所掌事務の一体化も考えていくべきである。

また、市内では、湊、北会津、河東、大戸、永和地域で住民主体の地域づくりが進められ、そのほかの地域でも少しずつ地域づくりの機運が高まっているが、令和5年2月定例会議予算決算委員会第1分科会における企画政策部に対する質疑では、「支援する地域が多くなれば、対応する職員の不足が予想されるため、支援体制の見直しを検討する必要がある。」との答弁があった。当分科会では、兵庫県明石市での行政調査をとおして、地域づくりへの支援としての中間支援組織の有効性を確認しており、本市の支援体制を充実させるためにも、中間支援組織が必要であると考え。今後、どのように中間支援組織を育成していくのか、先行事例を研究するとともに、企画政策部で実施している市民活動団体支援業務の取組として実施していくことも検討する必要がある。さらに、地域づくりを一層進めていくために、地域おこし協力隊の活用の研究や地域の核となる人材の発掘に努め、先行地域における成功事例を全市に共有しながら、他地域での地域づくりの機運を高めていくべきであると考え。

今後も執行機関の進捗状況を確認していくとともに、地域の声を丁寧に聞きながら事業の経過を注視していく必要がある。

## (2) 地域公共交通

住民自治については、地域公共交通を切り口にした研究も行っており、現地調査を実施し、住民意見を聴取しながら、まちづくりと地域公共交通のあるべき姿などについて調査研究を進めている。また、地域公共交通を通学に活用することも論点の一つとし、審議を深めてきた。

### ア 現地調査（令和元年12月26日）

持続可能な公共交通について調査研究を進めるため、先進的な取組である金川町・田園町住民コミュニティバス「さわやか号」に乗車するとともに、バスを運行している金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会との意見交換を実施した。

## イ 行政調査の実施（令和4年10月18日 兵庫県西宮市）

兵庫県西宮市のコミュニティ交通に関する取組について行政調査を実施した。西宮市では、地域主体のコミュニティ交通に対して、計画作成時の交通アドバイザー派遣支援や試験運行、本格運行に対する補助を行っていた。コミュニティ交通の運行協議会では、地域ボランティアの方が事務を担っており、バスルートの設定や利用促進に向けたPRを行っていた。

## ウ 調査研究のまとめ

令和元年12月に現地調査を実施した金川町・田園町住民コミュニティバスは、地元住民、バス事業者、地元スーパーと市が連携しながら、それぞれ役割意識や使命感を持って運営していた。地域主導でバスを運営していくことは、非常に困難な状況にある。そのような意味においては、より多くの人々と連携した運営が必要であり、金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会では、そうした取組を継続しながら、地域の活性化につなげていた。同協議会における課題については、利用者増に向けた取組や、持続的な運営の在り方、組織を運営する担い手の高齢化による人材不足と捉えており、その課題に対し、運賃収入が基準収益額を下回った場合には地元側が負担する仕組みの構築や、寄附金を運営危機に備えるための基金に積み立て、管理するなど、地域住民とともに工夫しながら取組を進めている。このような先進的な取組を当分科会としても継続して研究していく必要がある。

また、地域内交通を通学に活用することについては、平成30年11月開催の議会と市民との意見交換会における市民意見や保護者からの要望を受けて、市や教育委員会、北会津地域づくり委員会、交通事業者が協議を重ね、令和2年12月から北会津ふれあい号が川南小学校の冬季の通学に活用されることとなった。様々な規制がある中で、関係者と協議を重ね、このような取組を実現できたことを評価するとともに、今後、他地域における同様の課題に対しても、地域内交通を活用することができないか、検討する必要がある。一方で、令和4年9月定例会議予算決算委員会第1分科会における質疑では、「通学のための公共交通の利用については、教育委員会で遠距離通学のための助成制度を行っており、地域内交通を利用した場合に助成制度が適用されるかどうかは、教育委員会との調整が必要になる」との答弁があった。地域内交通の活性化のためにも、教育委員会と協議し、地域の実情に合った地域内交通の活用が図られるよう取り組むべきであると考えます。

今後も当分科会として地域の声を丁寧に聞いていくとともに、地域の特性を活かした公共交通の在り方を研究していく必要がある。

### 3 具体的な政策課題「ICTと未来社会」

令和2年9月の令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定に係る審査を通して、第7次総合計画に位置付けられている「スマートシティ会津若松」、「会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、そして本市が目指す「スーパーシティ」について、市民にとって内容が分かりにくいなどの課題が明らかになった。ICTと関連したまちづくりについては、先進的な取組であるからこそ、今後、一つ一つ課題を整理していく必要がある。このようなことから、具体的な政策課題として「ICTと未来社会」を設定し、調査研究を開始した。また、スマートシティ及びスーパーシティに関する取組は市の政策全般に係る取組であるため、情報共有を主たる目的として「スーパーシティ構想に関する調査会（後に「スマートシティ総合調査会」に改称）」が令和3年12月に議会内に設置された。なお、当該調査会の委員には、当分科会の委員が全員含まれており、調査概要については、以下(2)のとおりである。

#### (1) セミナーの開催（令和3年11月17日）

市スーパーシティ構想アーキテクトである中村彰二郎氏及び連携事業者を講師に招き、市で進めているスーパーシティ構想について、具体的な内容や考え方について説明いただき、理解を深めた。概要は下記のとおりである。

- ・A i C Tビルには、首都圏等のICT関連企業が入居し、地域のICT関連企業も入居しており、これだけの企業が「スマートシティ・スーパーシティ」という同じ目的で1つに集まっている例は他市にはなく、本市スマートシティの最大の特徴である。A i C Tビル内の県外企業の多くは地元企業等との共同のプロジェクトを立ち上げている。
- ・データは分散管理が基本の考え方である。分散管理はコストがかかりにくく、情報漏洩もしにくい。その上で、スーパーシティ構想では、オプトインに基づき一般社団法人スーパーシティA i C Tコンソーシアムでデータの利活用のルール決定及び運営、運用していく体制を想定している。個別企業による管理は想定していない。
- ・財源について、本来行政が行うべき事業・サービスについては、一部負担金として市が負担している。民間事業者がやるべき事業は民間事業者が投資をする。国の事業により、国が補助金を出す場合もある。サービスによって受益者に負担いただく場合もある。それぞれのケースによって、誰が受益者なのか、行政の範囲なのか民間サービスなのか判断して財源を負担いただくことになる。

#### (2) スーパーシティ構想に関する調査会（スマートシティ総合調査会）の主な調査内容（令和3年12月から令和5年6月まで）

スーパーシティ構想に関する調査会（スマートシティ総合調査会）におけるセミナーの開催及び行政調査等の概要、さらには調査等で示された主な意見については、以下のとおりである。

ア セミナー：デジタル化と地域社会～スマートシティ／スーパーシティ～

日時：令和4年2月4日

講師：公立大学法人会津大学理事兼産学イノベーションセンターセンター長 岩瀬 次郎 氏

内容：地域社会や行政におけるデジタル変革、スマートシティ及びスーパーシティ構想において考慮すべき点

【スマートシティ、スーパーシティを進める上での考慮事項】

- ・デジタル化で省力化した人材をどこで活躍させるのかはセットで考えなければならない。
- ・データの扱いには細心の注意が必要。匿名の住基データとGIS等を複数組み合わせることで、例えば、その地区における一人暮らしの高齢女性の割合等も分かってしまう。
- ・オプトインの際、承諾内容を個人が十分に理解しているのか。最初の時点から情報の利用方法が変わる可能性もある。オプトインしなくても必要最低限のアプリやサービスは利用できるようにすべき。
- ・個々のアプリで同意を求めるのではなく、一括型（ワンスオンリー）同意についても検討が必要。
- ・スマートシティを推進していくための人材育成は事業として計画されているのか。県外企業が事業を推進した後、地元へ人材や技術を残さなければならないという視点が必要。
- ・プロダクトアウト（技術要素主導）ではなく、利用者視点で。ただし、市民ヒアリングを何十回やって議論百出でまとまらないということとは違う。
- ・先進技術の実証で終わるのか、利用者（市民）に継続的に利益をもたらすのか。
- ・実証の結果がエビデンスとなり、企業が投資に踏み切る。地域に恩恵を及ぼす投資であること（開発拠点等）
- ・企業誘致が主であればその割り切りもあり。
- ・市民に見えないところで効くスマートシティならば、そこをきちんとアピールすること。例）インフラ系、エネルギー消費削減、市の行政効率化等
- ・「すっとんと腹に落ちるかどうか」（腹落ち感）が大切。提供されるサービスが本当に欲しいものなのか、あってもなくても良いものなのか。

イ セミナー：会津若松で進める市民中心のスマートシティと地方創生

日時：令和4年5月27日

講師：スマートシティ会津若松アーキテクト 海老原 城一 氏

内容：世界におけるスマートシティの潮流、海外の取組事例、日本におけるトレンド等を踏まえた会津若松市の今後の方向性

### 【概要】

- ・デンマークやスウェーデンでは、EHR（医療情報連携基盤）に代表されるITインフラを整備し、情報をオープンにしたことで両国のGDPの20%を占める医療健康産業クラスターを構築した。
- ・世界的な事例から分かるとおり、テストフィールドを持っている地域には様々な企業が集まりやすくなる。
- ・世界におけるスマートシティの潮流として、従来の税負担による行政サービスに加えて、民間主体が担うサービスによってまちのオペレーションを担うモデルに進んでいく。
- ・会津若松市における取組では、市民による地域へのオプトインに基づくデータ提供を起点とし、地域・市民・企業にメリット・納得感がある「三方良し」の考え方をベースとした地域社会の実現を目指す。会津大学等と連携し、市民や地域企業の意見も十分に取り込む形でのデジタルサービスの社会実装を推進する。

### ウ セミナー：会津オンライン診療研究会によるオンライン診療の取組と今後の展望

日時：令和4年6月29日

講師：会津オンライン診療研究会 副会長 石田 義則 氏

内容：会津地域における神経難病診療やオンラインを活用した診療の現状及びその必要性

### 【概要】

会津オンライン診療研究会は会津若松医師会、喜多方医師会、県病院薬剤師会、会津薬剤師会、会津若松歯科医師会、看護師協会等が構成団体となっている。会津地域は面積が広く、冬には雪が降り、高齢者率が高い上に、医師不足の現状がある。研究会では、ICTの活用による患者の通院・入院等の負担軽減や地域医療サービスの向上などを目的に、オンライン診療の普及・推進を図っており、本市補助金を受けて2019年からタブレット端末を介したオンライン診療に取り組んできた。オンライン診療と対面診療を組み合わせることで、患者・医療者双方の利益につながる。将来的には多職種をつなぐツールとしてさらに発展するものと考えられるとの説明を受けた。

### エ セミナー：会津若松市が国へ申請したデジタル田園都市国家構想推進交付金事業における取組内容について

日時：令和4年6月30日

ヘルスケア分野の講師：アクセンチュア株式会社 藤井 篤之 氏

決済分野の講師：TIS株式会社 岡山 純也 氏

### 【概要】

ヘルスケア分野では、本市の課題でもある高血圧をターゲットにした

サービス展開を企図し、医療・サービス間でのデータ連携事業の実現を目指すことや、決済分野では、決済手数料負担及びキャッシュレス立替資金清算の店舗負荷を軽減するデジタル地域通貨基盤の導入を目指すことが説明された。

**オ セミナー：会津若松市が国へ申請したデジタル田園都市国家構想推進交付金事業における取組内容について**

日時：令和4年8月2日

防災分野の講師：ソフトバンク株式会社 馬越 孝 氏

食・農分野の講師：凸版印刷株式会社 佐藤 伸一 氏

観光分野の講師：アクセンチュア株式会社 工藤 祐太 氏

行政分野の講師：市情報統計課 宮崎 正人 氏

**【概要】**

- ・防災分野では、位置情報を活用した動的な避難誘導及びリアルタイムでの避難行動情報が提供可能なサービスを構築することを目指す。
- ・食・農分野では、地域内の生産者と実需者をデジタルマッチングするプラットフォームを構築することを目指す。データ連携基盤（都市OS）との連携を前提とした需給マッチングプラットフォームを構築することで、地域間の円滑な情報連携が可能となる。
- ・観光分野では、スマートシティ関係の視察や出張客を対象として、データ連携基盤（都市OS）を活用し、情報提供や予約・決済を有機的かつシームレス（途切れなく）につなげ、地域観光をパッケージ化することを目指す。
- ・行政分野では、住民票情報などをオプトインに基づき連携することにより、申請書が自動で記載される手続ナビサービスの導入を目指す。市の基幹系システムまで自動連携するため、業務効率が大幅に向上すると見込んでいる。

**カ オンライン行政調査の実施（令和4年1月25日～26日）**

茨城県つくば市及び静岡県浜松市のスマートシティの取組について、オンラインによる行政調査を実施した。つくば市では、事業推進に当たって市民が感じる課題を抽出するため、丁寧にアンケート聴取や意見交換を行っていた。また、先行して4つの地区で先端的サービスを実装していくことを目指し、その成功事例を市内全域に横展開していく戦略を取っていた。

浜松市では、最上位計画である総合計画に基づく個別計画として「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定しており、デジタル活用の観点から分野横断的な取組の指針として、各個別計画に横串を通す計画として位置付けていた。

## キ 意見交換会の実施

### ○ スマートシティに関する意見交換会

日時：令和5年1月16日

意見交換先：三菱商事株式会社 デジタルイノベーションセンター長  
平竹 雅人 氏

内容：スマートシティA i C Tに入居している企業として、スーパーシティ構想とデジタル田園都市国家構想との違い、スマートシティ政策に対する考え

上記について説明いただいた後、意見交換を実施した。21世紀の資源はデータであること、スマートシティを進める上で、会津大学の存在は重要であること、市とスマートシティを進める全ての企業との公平な情報共有が大切であることなどについて、意見を交わした。

### ○ スマートシティに関する意見交換会

日時：令和5年3月29日

意見交換先：株式会社デザイニウム 代表取締役 前田 諭志 氏  
株式会社会津コンピュータサイエンス研究所 代表取締役所長 久田 雅之 氏

内容：地元企業及び会津大学発ベンチャー企業の視点からのスマートシティの取組

上記について説明いただいた後、意見交換を実施した。一般社団法人A i C Tコンソーシアム内における企業同士または市と企業を結ぶ調整役の必要性や会津大学との連携の重要性、地元企業の強みを生かした取組などについて、意見を交わした。

## (3) デジタル田園都市国家構想に関する令和4年7月臨時会における質疑

令和4年3月17日の議員全員協議会において、市は「スーパーシティには選定されなかったが、引き続きスマートシティ会津若松の取組を継続するとともに、その内容を発展・深化させながら国のスーパーシティ構想の区域指定はもとより、デジタル田園都市国家構想の先行モデル都市となることを目指す」ことを表明した。そして、令和4年7月臨時会において、デジタル田園都市国家構想推進交付金に係る事業の予算が計上されたことを受けて、当分科会において種々議論が交わされ、次の附帯決議を議会として議決した。

### 【令和4年7月臨時会における附帯決議（概要）】

①予算の執行に当たっては、積算の妥当性を確認するため、市に提出される補助金交付申請書及び実績報告書を公開すること、②今後の地域経済の発展のため、更なる横展開として地元企業との連携を拡充すること、③ヘルスケア分野の取組について、会津オンライン診療研究会との関係性を再構築し、連携を強化すること、以上3点について、十分意を用いるよう執行機関に強く求めるものである。

### 【上記の附帯決議に対する執行機関のその後の対応】

- ①交付申請書及び実績報告書の公開については、必要な情報を市が公開できる規定を交付要綱に明記し、令和4年7月27日付で補助金の交付を決定した。
- ②地元企業との連携拡充については、地域の関係団体を構成員とするスマートシティ会津若松共創会議を令和4年10月31日に設立。こうした取組を通じて地元企業等との連携を積極的に進めていく。
- ③会津オンライン診療研究会との連携等については、ICTを活用したオンライン診療の普及や実装を支援していくことで、受診者・医師の負担軽減や地域医療サービスの向上を図ることを目的として、令和5年度当初予算においてデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、会津オンライン診療研究会への補助金を計上した。

#### (4) 調査研究のまとめ

スマートシティの取組については、議会と市民との意見交換会において、市民から「説明が不十分で理解できない」という意見が多数出された。令和4年2月定例会予算決算委員会第1分科会における質疑の中でも分かりにくい説明があったため、市民への説明の際には、分かりやすい言葉で、市民の生活に直接関わるような具体例を用いるなど、丁寧な説明が必要であると指摘したところである。

また、スマートシティは企画政策部が主導しているが、その目的や全体像、背景、各部各課の事業との関わりについて、企画政策部以外の職員の理解が不足していると感じる答弁も見受けられた。市民に理解していただく前に、まずは、デジタル化とスマートシティの全体像などについて、庁内における認識の統一を図る必要がある。各部各課が捉えている本市の課題に対し、ICTをどのように活用していくのか、個別計画とどのように連動していくのか、注視していく必要がある。

さらに、スマートシティの取組については、市と事業者がやりたいことと、市民ニーズを合致させる必要があることから、取組内容が特定の事業者に偏っていないか、市民にとって利用しやすいものであるか、市民福祉の向上に資するデジタル化となっているのかなどについて、注視していく必要がある。

一方で、具体的な政策課題「ICTと未来社会」については、これまでの研究でさまざまな課題が明らかになったものの、課題に対する今後の方向性等の論議も不十分であるため、本市の現状をさらに調査し、当分科会としての考えを深めていかなければならない。

#### 4 具体的な政策課題「まちの拠点」

まちの拠点については、個別テーマを「庁舎整備」、「県立病院跡地利活用」、「駅前整備」と設定し、予算決算委員会第1分科会における予算審査、



決算審査を通して後年度負担の平準化や全体最適性の面から政策研究を行ってきた。

## (1) 庁舎整備

庁舎整備については、前期に引き続き当分科会として調査研究をしてきたが、令和2年5月に、基本設計に市民サービスや利便性の向上に資する機能等を反映させるため、議会内に「新庁舎整備に係る検討委員会」が設置された。当該検討委員会には、当分科会の委員が全員含まれており、開催概要については、下記のとおりである。

### 【新庁舎整備に係る検討委員会の開催概要】

- ・開催回数 令和2年5月から同年8月までの計11回
- ・検討結果 令和2年8月25日に「新庁舎整備に関する提言案」を議長へ報告。令和2年9月3日に議長から市長へ提言を提出。

庁舎整備については、令和3年2月に基本設計がとりまとめられ、同年3月に実施設計に着手、同年7月に施工予定者が決定、令和4年10月に実施設計が完了し、令和5年3月に各工種契約、施工が行われ、令和7年3月に完成予定となっている。庁舎整備は、新市建設計画に位置づけることで、合併特例債を活用して事業が行われることとなったが、過去と同じような財政危機に陥ることのないように、財政状況を鑑みながら事業を注視していく必要がある。また、令和2年9月に議会が市に提出した「新庁舎整備に関する提言」の内容が反映された事業となっているか注視していく。さらに、第7次総合計画と連動しているか、市民意見が反映された市民のための庁舎となっているか、財政健全化の観点から財源及び実施手法が最適なものとなっているのか注視していく。

## (2) 県立病院跡地利活用

県立病院跡地の利活用については、平成31年4月に県立病院跡地利活用基本構想が策定されたものの、県の土壌調査で基準値を上回る有害物質が検出され、除去作業が行われることになったため、事業の進捗が遅れている状況にあった。また令和2年9月定例会予算決算委員会第1分科会における質疑において、土壌調査の必要性が判明した以降、市において事業内容の精査、事業計画の立案等を検討していないと感じられたため、執行機関に対し、早急な検討を指摘したところである。令和4年度に、市は施設整備の事業手法や運営手法、民間活力の導入による手法の比較検討、財政負担の軽減策について検討するため、県立病院跡地民間活力導入可能性調査を実施した。それを踏まえて、令和5年6月に県立病院跡地利活用基本計画が策定された。財務部では、県立病院跡地利活用に係る市債額について、基本計画をもとに令和5年度に作成する中期財政見通しへ反映していくとしており、当分科会としても実質公債費比率の推移を注視していく考えである。

県立病院跡地の利活用については、今後も継続して事業の進捗状況、特に民間活力の導入手法等を確認し、後年度負担の平準化やバランスの取れた行

政機能の配置などについて調査研究を進めていく。

### (3) 駅前整備

会津若松駅前整備については、当分科会における予算審査、決算審査を通して、事業の進捗状況を確認し、後年度負担の平準化や交通の結節点の面から、政策研究を進めてきた経過にある。質疑を通し、次のことが明らかとなった。

駅前整備については建設部が主体となり整備を進めているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、関係事業者との協議が当初より遅れている状況にある。駅前整備の実施時期や総事業費は現時点で示されておらず、財務部が毎年作成する中期財政見通しや、令和2年12月に改訂された新市建設計画の財政計画にも反映されていない。令和5年度に基本計画が示される予定であるため、財政状況や交通結節点としての面から事業の進捗を注視していく考えである。

## 第3 今後の方向性（次期議会への申し送り事項）

### 1 具体的な政策課題「財政健全化」

今後も、国の地方財政計画を注視し、市総合計画や個別計画、事務事業について財政見通し等を踏まえて精査するとともに、特にまちの拠点事業費の後年度負担の平準化を求めていく必要がある。また、実質公債費比率を重視した令和4年度からの新たな市債管理の下で十分な市民サービスが維持できるのか、投資的経費とのバランスが図られているか、予算・決算審査の政策サイクルの中で評価を行い、併せて、財政調整基金の推移を注視すべきである。当分科会において様々な財政指標から本市財政を評価するため、専門的知見を活用した定点チェックを継続しながら、本市財政の持続可能性の分析、調査を行う必要がある。

さらに、当分科会では予算・決算審査の中で歳入歳出全体の財政規律について審議してきた経過にあり、その中で歳入の確保策として、ふるさと納税や入湯税の在り方、土地の売払い収入等に関する質疑を行ってきた。財政規律を守ることが前提ではあるが、支出の抑制だけではなく、収入をいかに増やしていくかについての研究も行う必要がある。

公共施設マネジメントの取組については、新庁舎完成後に予定される大規模な公共施設機能の再編に関し、全体最適性を最優先した施設再編が行われるのか精査するとともに、普通財産及び行政財産における「土地」の管理運営の取組を注視していくべきである。

### 2 具体的な政策課題「住民自治」

市内では、湊、北会津、河東、大戸、永和地域で住民主体の地域づくりが進められ、そのほかの地域でも少しずつ地域づくりの機運が高まっているが、行

政が支援する地域が多くなれば、対応する市職員の不足が予想されるため、支援体制の見直しを検討する必要がある。そこで、住民主体の地域づくりに向け、地域内の意思決定のシステムづくりや組織づくりの支援を行うなど、市と地域をつなぐコーディネーター的な役割を担う中間支援組織が必要であると考え。当分科会として、中間支援組織や行政支援の在り方に関する調査、研究を進めるとともに、集落支援員や地域おこし協力隊を活用した人材の確保、地域の拠点や財源の確保、一定の権限の付与の在り方などについて執行機関の進捗状況を注視していく必要がある。また、地域づくり活動を全市的に展開していくためには、町内会・区長会の存在は大きく、現在は環境生活課と地域づくり課に分かれている地域自治に関する所掌事務を一体化していくべきであると考え。

地域公共交通については、地域内交通の活性化のためにも通学における活用に向けて企画政策部と教育委員会が協議するなど、地域の実情に合った地域内交通の活用が図られるよう、取り組むべきであると考え。地域の声を丁寧に聞きながら、年々変化する公共交通の在り方を検証し、地域の特性を活かした公共交通の在り方を研究していく必要がある。

### 3 具体的な政策課題「ICTと未来社会」

スマートシティの取組に関しては、行政と事業者がやりたいことと市民ニーズを合致させる必要があることから、市民にとって利用しやすいものであるか、市民福祉の向上に資するデジタル化となっているかなどについて注視していく必要がある。また、デジタル化とスマートシティの全体像などについて、市内における認識の統一を図る必要があり、各部各課が捉えている本市の課題に対し、ICTをどのように活用していくのか、個別計画とどのように連動していくのか注視すべきである。さらに、これまでに実装されたデジタル田園都市国家構想事業の効果を検証していくとともに、新たな事業が展開される際には説明が具体的で分かりやすいものであるか、取組内容が特定の事業者に偏ることなく、地元事業者との連携が図られているかなどについて精査していく必要がある。

具体的な政策課題「ICTと未来社会」については、これまでの研究でさまざまな課題が明らかになったものの、当分科会として課題に対する今後の方向性等の論議も不十分であるため、本市の現状をさらに調査し、考えを深めていく必要がある。

### 4 具体的な政策課題「まちの拠点」

庁舎整備や県立病院跡地利活用、駅前整備などのまちの拠点整備に関しては、過去のような財政危機に陥ることがないように、計画性を持ち、後年度負担の平準化と財政の健全化が図られていくのか、財源の確保や実質公債費比率の推移などの観点から注視していく必要がある。また、民間活力がどのような手法で導入されるのか財政面から注視すべきである。県立病院跡地利活用については、

令和5年5月に基本計画に関するタウンミーティングが開催されたが、参加者から「タウンミーティングに参加する子育て世代の人数が少なく、当事者の声が十分に反映されないのではないか」との声も聞かれた。市民意見、特にターゲットとする対象者の声が反映されたものになるよう市民意見の聴取方法などについて、まちの拠点整備事業の進捗状況を精査していく必要がある。

## 第4 取組経過一覧

### 1 政策討論会第1分科会の政策研究経過

年	月 日	内 容
令和元年	9月4日	□自主研究（前期議会からの申し送り事項について）
	10月16日	□自主研究（財政運営に関する財務部との意見交換、今後の進め方について）
	11月15日	□自主研究（行政調査について）
	12月5日	□自主研究（行政調査、政策研究セミナーについて）
	12月16日	□自主研究（行政調査について）
	12月26日	□現地調査（金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会）
令和2年	1月21日 ～22日	□行政調査（東京都国立市及び千葉県習志野市＝公共施設マネジメントの取組について）
	1月24日	□自主研究（行政調査の総括、政策研究セミナーについて）
	1月27日	□政策研究セミナー（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部 小西砂千夫教授＝「今後の国における地方財政に関する考え方、平成30年度決算から見た『会津若松市の財政分析』、財政健全化と投資的経費のバランスを図った市債管理の在り方」）
	2月13日	□自主研究（政策研究セミナーの総括、現地調査「金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会」の総括について）
	5月15日	□自主研究（今後の調査・研究の進め方について）
	6月29日	□自主研究（具体的な政策課題「財政健全化」に関する財政分析の進め方、具体的な政策課題「住民自治」に関する今後の方向性について）
	7月21日	□自主研究（令和2年度の財政運営に係る財務部との意見交換）
	8月6日	□自主研究（令和2年度における住民自治に関する取組、行政調査について）
	8月24日	□自主研究（行政調査について）
	10月5日	□自主研究（政策研究セミナー、今後の日程について）
	10月9日	□自主研究（政策研究セミナーについて）
	10月22日	□自主研究（財政運営に関する財務部との意見交換、政策討論会全体会に向けた中間報告、政策研究セミナー、具体的政策課題の追加について）
	10月29日	□政策討論会全体会・中間報告
	11月9日	□自主研究（具体的な政策課題、政策研究セミナーについて）
	11月19日	□政策研究セミナー（山梨学院大学法学部 日高昭夫特任教授＝「都市自治体における地域コミュニティ組織再編の動向と背景、伝統的な地域コミュニティ組織である町内会の由来と社会機能、行政協力制度の現状と課題、会津若松市の都市内分権をめぐる論点、地域コミュニティ政策と市及び市行政の役割」）
12月3日	□自主研究（政策研究セミナーの総括について）	

令和3年	1月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナーについて）
	1月26日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部 小西砂千夫教授＝「今後の国における地方財政に関する考え方、新型コロナウイルス感染症の影響と地方財政、令和元年度決算から見た『会津若松市の財政』、今後の市債管理の在り方」）
	2月8日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナーの総括について）
	2月16日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナーの総括について）
	4月12日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括について）
	4月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括、市有財産の管理の在り方に関する現地調査について）
	5月10日	<input type="checkbox"/> 現地調査（市有財産の管理の在り方）⇒新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期
	5月12日	<input type="checkbox"/> 自主研究（市有財産の管理の在り方に関する現地調査について）
	5月18日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括について）
	6月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括について）
	7月19日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間総括
	8月19日	<input type="checkbox"/> 自主研究（前期体制からの申し送り事項、今後の日程について）
	8月23日	<input type="checkbox"/> 自主研究（令和3年度の財政運営に係る財務部との意見交換）
	10月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究課題、今後の調査・研究について）
	10月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査・研究について）
11月17日	<input type="checkbox"/> スーパーシティ構想に関するセミナー（スーパーシティ構想アーキテクト 中村彰二郎氏、連携事業者＝スーパーシティ構想の提案概要、スーパーシティ構想の具体的な取組内容）	
12月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（スーパーシティ構想に関するセミナーの総括、行政調査、政策研究セミナーについて）	
令和4年	1月18日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー（関西学院大学人間福祉学部社会起業学科 小西砂千夫教授＝「今後の国における地方財政に関する考え方、令和2年度決算から見た『会津若松市の財政』、令和4年度以降の市債管理の在り方」）
	2月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナーの総括について）
	4月14日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会制度検討委員会からの依頼事項について）
	5月23日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の政策研究について）

令和4年8月に、通年議会の導入と併せて、政策討論会の政策研究機能を、予算決算委員会の機能として整理し、各分科会の政策研究が引き継がれた。

## 2 予算決算委員会第1分科会の政策研究経過

年	月 日	内 容
令和4年	8月18日	<input type="checkbox"/> 行政調査について
	10月18日 ～19日	<input type="checkbox"/> 行政調査（兵庫県西宮市＝コミュニティ交通に関する取組、兵庫県明石市＝市民協働のまちづくり組織に関する取組について）
	12月26日	<input type="checkbox"/> 行政調査の総括について
令和5年	1月25日	<input type="checkbox"/> 財政分析に関するセミナーについて
	2月2日	<input type="checkbox"/> 財政分析に関するセミナー（東洋大学国際学部国際地域学科 沼尾波子教授＝「地方自治体の財政分析、社会経済構造の変容と自治体財政」）
	2月8日	<input type="checkbox"/> 財政分析に関するセミナーの総括について
	4月12日	<input type="checkbox"/> 最終報告書に向けてのまとめについて
	4月25日	<input type="checkbox"/> 予算決算委員会・所管事務調査の報告
	5月11日	<input type="checkbox"/> 所管事務調査の最終報告に向けたまとめについて
	5月22日	<input type="checkbox"/> 所管事務調査の最終報告に向けたまとめについて